

平成26年度市税等納期限一覧表(牛久市)

| 年月日 | 税目・使用料・保険料等(期別) |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成26年(2014) 4月28日(月) | 介護保険料(1期) 市立幼稚園授業料(4月分)／月極駐車場使用料(4月分)／プール利用者負担金(5月分) |
| 4月30日(水) | 固定資産税(1期)／国民健康保険税(1期)／保育料(4月分)／住宅使用料(4月分) |
| 5月26日(月) | 市立幼稚園授業料(5月分)／月極駐車場使用料(5月分)／プール利用負担金(6月分) |
| 6月 2日(月) | 軽自動車税／給食費(4・5月分)／保育料(5月分)／住宅使用料(5月分) |
| 6月26日(木) | 介護保険料(2期) 市立幼稚園授業料(6月分)／月極駐車場使用料(6月分)／プール利用負担金(7月分) |
| 6月30日(月) | 市県民税(1期)／国民健康保険税(2期) 給食費(6月分)／保育料(6月分)／住宅使用料(6月分) |
| 7月28日(月) | 後期高齢者医療保険料(1期) 市立幼稚園授業料(7月分)／月極駐車場使用料(7月分)／プール利用負担金(8月分) |
| 7月31日(木) | 固定資産税(2期)／下水道受益者負担金(1期) 給食費(7月分)／保育料(7月分)／住宅使用料(7月分) |
| 8月26日(火) | 介護保険料(3期)／後期高齢者医療保険料(2期) 市立幼稚園授業料(8月分)／月極駐車場使用料(8月分)／プール利用負担金(9月分) |
| 9月 1日(月) | 市県民税(2期)／国民健康保険税(3期)／保育料(8月分)／住宅使用料(8月分) |
| 9月26日(金) | 後期高齢者医療保険料(3期) 市立幼稚園授業料(9月分)／月極駐車場使用料(9月分)／プール利用負担金(10月分) |
| 9月30日(火) | 国民健康保険税(4期)／下水道受益者負担金(2期) 給食費(9月分)／保育料(9月分)／住宅使用料(9月分) |
| 10月27日(月) | 介護保険料(4期)／後期高齢者医療保険料(4期) 市立幼稚園授業料(10月分)／月極駐車場使用料(10月分)／プール利用負担金(11月分) |
| 10月31日(金) | 市県民税(3期)／国民健康保険税(5期) 給食費(10月分)／保育料(10月分)／住宅使用料(10月分) |
| 11月26日(水) | 後期高齢者医療保険料(5期) 市立幼稚園授業料(11月分)／月極駐車場使用料(11月分)／プール利用負担金(12月分) |
| 12月 1日(月) | 国民健康保険税(6期)／下水道受益者負担金(3期) 給食費(11月分)／保育料(11月分)／住宅使用料(11月分) |
| 12月25日(木) | 固定資産税(3期)／国民健康保険税(7期)／給食費(12月分) |
| 12月26日(金) | 介護保険料(5期)／後期高齢者医療保険料(6期) 市立幼稚園授業料(12月分)／月極駐車場使用料(12月分) 保育料(12月分)／住宅使用料(12月分)／プール利用負担金(1月分) |
| 平成27年(2015) 1月26日(月) | 後期高齢者医療保険料(7期) 市立幼稚園授業料(1月分)／月極駐車場使用料(1月分)／プール利用負担金(2月分) |
| 2月 2日(月) | 市県民税(4期)／国民健康保険税(8期)／下水道受益者負担金(4期) 給食費(1月分)／保育料(1月分)／住宅使用料(1月分) |
| 2月26日(木) | 介護保険料(6期)／後期高齢者医療保険料(8期) 市立幼稚園授業料(2月分)／月極駐車場使用料(2月分)／プール利用負担金(3月分) |
| 3月 2日(月) | 固定資産税(4期)／国民健康保険税(9期) 給食費(2月分)／保育料(2月分)／住宅使用料(2月分) |
| 3月26日(木) | 市立幼稚園授業料(3月分)／月極駐車場使用料(3月分)／プール利用負担金(4月分) |
| 3月31日(火) | 給食費(3月分)／保育料(3月分)／住宅使用料(3月分) |

キ
リ
ト
リ

(注)①口座振替日は納期限と同日となります。ただし保育料・住宅使用料は毎月26日(土・日、祝日の場合は翌平日)が口座振替日となります。

②プール利用負担金とは、「ひたち野うしく小学校」のプール利用負担金のことです。

(6ページへつづく)

①コンビニ納付ができるようになりました

【取り扱い税目等】

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| ○市県民税(普通徴収) | ○固定資産税・都市計画税 | ○軽自動車税 |
| ○国民健康保険税 | ○介護保険料 | ○後期高齢者医療保険料 |

【次の項目に該当する場合、コンビニでは納付できません】

- ・バーコードの印字がない場合または、印字されていても読み取りできない場合。
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合。
- ・前納報奨金を差し引いて納付する場合(固定資産税・都市計画税および市県民税(普通徴収))。
- ・納付書記載の「ゆうちょ銀行等取扱期限」を過ぎた場合。

【ご注意ください】

コンビニ対応納付書のため単票になっています。納期と納付書を十分ご確認の上、お納めください。

問 会計課 ☎ 内線3604

②納付は便利な口座振替で

口座振替を申し込みすると、納期限に預(貯)金口座から振替されますので、納め忘れがなくなります。お申し込みは、牛久市役所または下記の金融機関で取り扱っています。

- | | | | |
|----------|---------|-------------|-------------|
| ○常陽銀行 | ○筑波銀行 | ○みずほ銀行 | ○三菱東京UFJ銀行 |
| ○三井住友銀行 | ○りそな銀行 | ○埼玉りそな銀行 | ○水戸信用金庫 |
| ○茨城県信用組合 | ○中央労働金庫 | ○竜ヶ崎市農業協同組合 | ○ゆうちょ銀行・郵便局 |

※各本支店から振替ができます。

※振替開始・解約は、依頼書を納期限の40日前までに申し込みした分(20日までに申し込みした月の翌月分)からとなります。

問 会計課 ☎ 内線3604

③口座振替をご利用の方へ

- ①軽自動車税の車検用納付証明書は、6月10日ごろ発送します。
- ②確定申告用の社会保険料控除証明書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)は、1月20日ごろ発送します。
- ③残高不足などを理由に振替ができなかった方には、納付書(現金納付用)を発行します。振替ができない状態が続きますと、振替登録を解除させていただく場合があります。
- ④領収書(口座振替納付分)は、平成21年度から廃止となりました。

問 会計課 ☎ 内線3604

④軽自動車をお持ちの方へ

5月中旬発送の納税通知書兼領収書以外には継続検査(車検)用の納税証明書は付いておりません。

上記、納税通知書兼領収書以外で納付された方は、領収書を持参の上、牛久市総合窓口課で継続検査(車検)用の納税証明書(無料)の請求をお願いします。

問 会計課 ☎ 内線3604

⑤督促手数料改正のお知らせ

平成26年4月から督促手数料は、50円から100円に改正されます。納期限内納付をお願いします。

問 収納課 ☎ 1061、1062

⑥前納報奨金制度について

平成19年4月1日から、固定資産税・都市計画税および市県民税(普通徴収)の「納期前納付(前納)報奨金制度」を実施しています(交付率0.2%とし、限度額は5万円です)。

また、平成21年度から、市県民税の年金特別徴収(天引き)が始まりました。特別徴収分は、前納報奨金に該当しませんのでご了承ください。

問 収納課 ☎ 1061、1062